

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、行事・会議等の開催及び公共施設の開館等に関する基本方針

【滝上町：10月14日改正】

滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部

飲食店における営業時間及び酒類提供時間の短縮、札幌市内における外出自粛や、全道域に対する、札幌市及び感染拡大地域との往来自粛など、札幌市に対する重点地域としての要請・協力依頼は10月14日で終了となったものの、引き続き、緊急事態宣言終了後の急激な人流の増加を抑え、早期の再拡大を回避するために、国の基本的対処方針に基づく段階的な緩和の観点等を踏まえ、北海道は、10月31日までの間、「秋の再拡大防止特別対策」を継続している。

北海道からの協力要請を受け、本町における「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、行事・会議等の開催及び公共施設の開館等に関する基本方針」を以下のとおり改正する。

1. 町主催の行事・会議等の開催について（変更）

- (1) 北海道の要請(来道を検討している皆様への協力依頼)を受け、感染が拡大している地域から講師を招く行事や出席を依頼する会議等は、オンラインを活用した方法で実施が可能か検討する。
- (2) 町が主催する屋内外の行事・会議等は、別紙「滝上町公共施設の再開に向けた感染防止対策の指針（令和2年11月17日改訂）」のII-1（3つの「密」の防止を徹底的に避けるための取組）、II-2（飛沫感染、接触感染の防止）、II-4（施設利用者への協力依頼の徹底を図る）、III（施設利用者へお願いする事項）を参照とした感染防止対策を講じたうえで開催可能とする。
- (3) 行事・会議等を開催する所管課においては、開催計画を起案する際に、感染防止対策を記述して共有を図ること。
- (4) 感染防止対策を講じることが困難な状況にある場合は、中止・延期とすること。
- (5) 行事、会議を開催する場合、開催周知案内文書に次の内容を記載したうえで送付すること。
 - ① 発熱、咳などの風邪症状がある方の参加、出席を自粛する要請内容。
 - ② 症状がない方について、マスク着用を求める内容。
 - ③ 必要に応じて、施設内（室）の利用人数制限を設ける可能性がある内容。

2. 公共施設の開館について（継続）

- (1) 町内全ての町公共施設を通常通り利用可能とする。
- (2) 開館にあたり、施設管理者及び施設利用者は、別紙「滝上町公共施設の再開に向けた感染防止対策の指針（令和2年11月17日改定）」※の取組を徹底すること。

3. 道外の往来について（変更）

感染者数が増加している感染拡大地域や行動制限が要請されている道外地域との往来は、慎重に検討するよう町民各位へ協力を求める。

4. 町職員の出張について（変更）

新型コロナウイルス感染拡大防止、業務維持の観点から、北海道の要請期間における町職員の感染拡大地域への出張については、会議及び研修会等の主催者にオンラインや書面会議の可否を確認し、実施可能であれば出張を控えることとする。なお、やむを得ず会議及び研修会に出席しなければならない場合は、感染予防策を徹底したうえで任地へ赴くこととする。

5. その他（継続）

今後も国、道の方針や感染者の状況を考慮しながら、滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において基本方針を適宜改正する。

※「滝上町公共施設の再開に向けた感染防止対策の指針（令和2年11月17日改定）」は、滝上町ホームページにてご確認願います。